

## 重要事項説明書（茂木保育園）

長崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年9月第39号）第5条第1項の規定に基づき、次の通り説明します。

### 1 施設の概要

#### (1) 設置者

名称	茂木保育園
住所	長崎市茂木町75番地9
電話番号	電話 095-836-0109 FAX 095-836-0159
代表者	社会福祉法人鶴鳴会 理事長 原田 延介

#### (2) 施設

施設名	茂木保育園		対象児童	子ども・子育て支援法の定める所により、 2号・3号認定を受けた児童					
施設長名	前田 美保子		2号認定	5歳児	17名	1	職員 定員	園長	1
設置主体	社会福祉法人鶴鳴会			4歳児	17	1		保育士	14(看護師1)
所在地	長崎市茂木町75番地9			3歳児	17	1		事務員	1
認可年月日	平成16年10月1日			2歳児	17	3		調理員	2
			3号認定	1歳児	16	3		用務員	1
				0歳児	6	2		嘱託医	2
				計	90	11		計	21
建 物		室	m <sup>2</sup>		室	m <sup>2</sup>	土地		
		保育室	4	223.86	倉庫	4	59.64	自己所有	0 m <sup>2</sup>
		遊戯室	1	52.46	設備	1	46.98		
		乳児室	1	21.00	収納		41.14	借地	1800.51
		ほふく室	1	70.03	便所	3	35.78		
		調乳室	1	6.48	沐浴室	1	7.16	借用 期間	令和8年4月1日 ～ 令和52年3月31日
		医務室			その他		425.32		
		事務室	1	48.99	計		1089.54		
		保育士休憩室	1	15.76	便所	大使用	11	屋外 遊戯場	726.00
		調理室	1	41.28		小使用	9		
					職員用	4			
非常災害時の対応	別途定める消防計画書により対応								
防災設備	・火災報知器 有    ・避難用救助袋 有    ・ガス漏れ報知器 有 ・消火器8本        ・屋外避難用階段 有    ・屋外避難用滑り台 有								
避難・消火訓練	毎月1回				不審者侵入想定訓練	年2回以上			
地震想定訓練・土砂災害想定訓練・竜巻突風災害想定訓練	年1回								

### 3 職員の配置状況

(R8.4.1現在)

職 種	人 数	常勤職員	常勤的非常勤職員	非常勤職員	備 考
園 長	1	1			
事 務	2	1	1		
保育士	16 (看護師)	8 (看護師)	4	4	
栄養士・調理員	3		2	1	
用務員	1			1	
計	23	10	7	6	

#### 【勤務体制】

職種	勤務形態		常勤職員	勤務形態		常勤的非常勤職員	勤務形態		非常勤職員
	記号	名称	勤務時間	記号	名称	勤務時間	記号	名称	勤務時間
園 長	B	平常	9:00~18:00						
事 務	B	平常	9:00~18:00						
保育士	A	早番	7:30~16:30	A	早番	8:00~17:00			
	B	平常	8:30~17:30	B	平常	8:15~17:15	B	平常	8:30~13:30
	C	遅番	9:30~18:30	C	遅番	8:30~17:30	B	平常	9:00~15:45
				D	遅番	9:00~18:00			
調理員				B	平常	8:30~16:30	B	平常	8:30~15:15
用務員							B	平常	7:50~14:35

### 4 沿革

昭和30年 4月1日	長崎市茂木保育所開設 (定員80)
昭和46年10月1日	定員増 (80→100)
昭和55年 4月1日	園舎を全面的に改築し定員増 (100→120)
平成15年10月1日	社会福祉法人鶴鳴会が委託運営
平成16年10月1日	社会福祉法人鶴鳴会が委譲を受ける
平成16年10月1日	名称を茂木保育所から「茂木保育園」に変更
令和 5年 4月1日	園舎を全面的に改築
令和 6年 4月1日	利用定員減 (120→90)

## 5 開園時間等

### (1) 開園時間等

月曜から土曜日

開園時間	7時30分	～	19時30分
保育標準時間帯	7時30分	～	18時30分
保育短時間帯	8時30分	～	16時30分

※各時間帯を超えて、開園時間内のお預かりは延長保育となります。  
開園時間を超えるお預かりはできませんので、ご了承ください。

### (2) 休業日

- ① 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- ② 日曜日
- ③ 年末年始（12月29日から翌年の1月3日まで）

※災害、感染症発生等の非常時は、臨時休園する場合があります。

## 6 利用料金及び納付方法

### (1) 特定教育・保育に係る利用者負担料（保育料）

長崎市が定める条例に基づく利用者負担額  
原則、口座振替をお願いします。

### (2) 延長保育料

1時間 300円 ※ [(月極)月額 3,000円]  
料金が発生した際に、現金にて保育園へお支払いください。

### (3) その他実費に係る利用者負担等

(1) に掲げる保育料のほか、次に掲げる費用を実費負担していただきます。

- ・ 保険（日本スポーツ振興センター）
- ・ 行事に係る費用

随時、指定しますので、保育園へ現金にてお支払いください。

## 7 利用の終了について

以下の場合には教育・保育の提供を終了します。

- ① 利用児童が小学校に就学したとき
- ② 児童の保護者が子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- ③ その他利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

## 8 嘱託医等

以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

### (1) 内科

医療機関名	秋山内科
院長名	秋山 盛登司
所在地	長崎市茂木町1694
電話番号	095-836-0222

### (2) 歯科

医療機関名	田口歯科医院
院長名	田口 知義
所在地	長崎市銅座町4-1
電話番号	095-821-0648

## 9 緊急時の対応

お預かりしている児童に病状急変等の緊急事態が発生した場合は、保護者の指定【『健康調査票』に記載】する医療機関及び緊急連絡先へ速やかに連絡を行います。尚、緊急連絡先等へ連絡がつかなかった場合は、当保育園の嘱託医を受診することがあります。

## 10 要望・苦情等に関する相談窓口

次のとおり、要望・苦情に係る窓口を設置しています。

当園における 相談窓口	受付担当者	岡田 華子
	利用時間	9:00 ~ 18:00
	電話番号	095-836-0109
	FAX	095-836-0159
第三者委員	川口 政行	電話番号 095-836-2251
	高比良 司東	電話番号 095-836-3855

※窓口のほかに、園内に要望・苦情に係る「意見箱」を設置しております。

## 11 利用者に対しての保険等

保険の種類	日本スポーツ振興センター「災害共済給付制度」
保険の内容	施設の管理下での災害に対する給付
保険金額	250円（年額）

#### 14 その他の留意事項

##### (1) 茂木保育園ホームページ写真掲載に関する同意書提出

ホームページを活用して、保育園の事業内容、各月行事等における園の風景などを掲載し、保護者の皆様や広域にかけてお知らせしています。

##### (2) フッ化物洗口同意書提出

園児の虫歯予防のため、4・5歳児のみ実施しています。

##### (3) 児童の送迎

- ① お子様だけの通園は、事故のもとになります。お子様の安全確保のためにも送迎は保護者の方が責任をもってなさってください。

(代わりの送迎は、18歳以上の大人の方のみとしています。)

- ② 暴風・大雨警報発令時など、非常時には、早めのお迎えにご協力ください。
- ③ 駐車場・横断歩道等では、くれぐれも車の事故等にご注意ください。

(茂木地域センターの駐車場が、時々使用できない場合もありますのでご注意ください。)

##### (4) 保育園への連絡

- ① 保護者の連絡先は、常にはっきりさせておいてください。
- ② 保護者の住所、勤務先及び家庭の状況に変化があった場合には、速やかに届け出てください。
- ③ お子様欠席する場合や登園が遅れる場合には、必ず保育園へ連絡してください。(ルクミー連絡帳は9:00までに)
- ④ お迎えの時間やお迎えの方が、いつもと変わるときは、事前に連絡してください。
- ⑤ ご家庭でお子様の心身に異常があった場合は、登園の際にお知らせください。
- ⑥ 保育園からの通知はよく読んで、返信が必要な場合には必ず決められた期日までに提出・送信してください。

##### (5) 健康の管理

- ① 保育園へ入園した当初は、生活環境の変化もあってお子様の心身の健全を欠くことがありますので、ご家庭でも健康には十分留意してください。
- ② 保育園でお子様の具合が悪くなり、静養させる必要が認められる場合には、保護者の方へ連絡しますので速やかにお迎えをお願いします。

- ③ 保育園は集団生活の場でもあります。お子様が伝染性疾患にかかっている疑いがあるときは、保育園を休ませて 十分 静養させてください。  
 なお、登園の際には 主治医の許可を受けてください。

(6) 給食

保育園では次のとおり給食を実施しております。

年 齢	昼 食	間 食 (おやつ)
3歳未満児	主食、副食とも	9時30分、15時の2回
3歳以上児	主食、副食とも	15時の1回

※献立表は、栄養給与目標量に沿って栄養的にバランスのとれた美味しいメニューになるよう作成しています。(毎月、給食委員会を実施)

※献立は、毎月 プリント・ルクミーシステムでお知らせしています。

(通常食給食献立表、離乳食献立表、アレルギー児対応給食献立表)

※アレルギー児の給食提供については、医師による「指示書」、解除については、「除去解除申請書」などの提出が必要です。

※3歳以上児クラスは、令和元年度10月より開始された保育料無償化の制度のため、副食費(一月5,000円)と令和7年度より主食費(一月1,500円)を直接 保育園の方で 徴収させていただいています。

(7) 投薬

- ① 薬は、お子様を診察した医師が処方し調剤したもの、あるいは、その処方によって薬局で調剤されたものに限ります
- ② 薬は1回分にして、当日分のみとなります。専用の「投薬依頼書」にて受け付けます。(記入漏れのないようおねがいします。)

(8) 退園の手続き

保育園を退園される場合は、所定の「退所届」を毎月10日までに保育園か幼児課へ提出してください。

(9) 絵本の貸し出し

- ① 絵本の貸し出し対象児は、年長(らいおん組)・年中(きりん組)です。
- ② ★貸出日 毎週 木曜日  
 ★返却日 毎週 月曜日
- ③絵本を破損したり、汚したりしないようにご協力をお願いいたします。